

広報
No.31
令和5年5月

庄内赤川

～まもり・つづける・みらいへのこす～

◆COVER

令和4年度施工 県営水利施設等保全高度化事業
黄金地区 低圧パイプライン調整池

PICK UP!

ユースエール企業に認定されました



(P12)



庄内赤川土地改良区 受益面積：11,263.7ha 組合員数：4,425人(R5.4現在)
山形県鶴岡市馬場町7番35号 TEL：0235-22-2135(代表) FAX：0235-22-2185

理事長あいさつ



ごあいさつ

庄内赤川土地改良区
理事長 本間松 弥



内川の桜並木

新年度の広報発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。組合員の皆様はじめ関係皆様からは、日頃より当改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症のパンデミックから早3年以上が経過したわけですが、今春には第8波も収束し、去る5月8日からは感染症法の位置付けも第5類へと引き下げられ、我が国もいよいよアフターコロナという新たな時代へ突入しています。

そのような状況下において、ウクライナ情勢などに起因する世界的なエネルギーや原材料価格の高騰は、日本国内にも記録的な物価高をもたらし我々の生活にも甚大な影響を与えています。これらの影響は例外なく土地改良区の運営にも直結するものであり、とりわけ土地改良施設（頭首工や揚水機場などの農業水利施設）に要する電気料金の高騰は、組合員である農家の負担増大と土地改良区の財政運営への影響という観点から非常に深刻な問題として危惧されておりました。そのような中において我々が出来ることは、土地改良区の現場や農家の経営がいかに厳しい状況下におかれているかということをお機会あるごとに財務省や農林水産省をはじめとする国の中枢に届け、その実情を理解してもらうということに尽きるものでありました。そのような地道な要請活動が実を結び、令和4年度においては国、県、団体営にわたり造成された施設の電気代高騰分について、関係市町からの協力も仰ぎながらその大方を補助金により補うことが出来ました。令和5年度においても同様の支援策が検討されているようですが、今後も電気料金は高止まりが予想される中、土地改良区としても適時適切な対応が必要とされるものであり、一層の緊張感を持って運営に努力していかねばならないと考えております。

管内における事業に関しましては、平成24年に着工しました、県営水利施設等保全高度化事業「広野地区」が本年度をもって完了を迎えます。事業構想から四半

世紀を経て、総事業費100億円超という、まさに歴史的な一大事業もいよいよ集大成の時期を迎えようとしています。これまで長きに亘り事業推進にご尽力いただいた地域の方々をはじめご支援ご協力を賜りました山形県、酒田市ほか関係皆様に対しまして衷心より感謝申し上げますとともに、事業最終年度においても円滑に事業が運ぶよう、また工事が安全に施工されるようご協力をお願い申し上げます。

そのほか、県営農地整備事業実施中の「黄金地区」、「宝谷地区」、「岡山地区」、「中楯地区」、県営ストックマネジメント事業実施中の「渡前地区」については順調に事業が進捗しており、併せて昨年度事業施行申請を行った「井岡地区」については、先般事業採択の通知を受けたところです。これら事業の推進においては、事業合意形成などの地元調整と事業予算の確保という二つの重要な役目を土地改良区が担っていることをしっかりと再認識するとともに、土地改良区の健全な業務運営に努めることで組合員皆様からの負託にお応え出来るよう、役職員一同さらに業務に邁進していく所存でありますので、尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝と今期も大過なく豊穰の秋を迎えられますことを祈念いたしましてご挨拶といたします。

◆全国大規模農業水利事業協議会 会長就任◆

本年5月開催の全国大規模農業水利事業協議会総会に於いて、本間理事長が新会長に就任しました。

本協議会は総受益面積50万haに及ぶ全国81会員で構成する組織であり、国営農業水利事業及び水資源機構営事業の関係大規模土地改良区等が協力して、農業水利事業の推進、施設の保全管理・更新にあたり事業地区の抱える諸問題を解決するために、情報の収集提供、調査研究、建議及び陳情をおこない、大規模農業水利事業を確立し、もって農業農村の発展に寄与することを目的とします。

広報発行によせて

持続可能な
農業生産を見据えた農村整備の推進

山形県庄内総合支庁産業経済部

次長(兼)農村計画課長 足達 雅 一様

庄内赤川土地改良区の役職員及び組合員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業農村整備事業の推進につきまして多大な御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。昨年度は、置賜地域を中心に未曾有の豪雨災害が発生し、川西町に位置する鏡沼の決壊や1,431haの受益を有する白川幹線用水路の崩落など、土地改良施設の大規模被害が社会的な影響を与えることとなったほか、コロナ禍や不安定な国際情勢に伴う物価等の上昇により電気料金が高騰し、土地改良区の運営基盤を揺るがす事態が発生しました。

令和4年度の農業水利施設の電気料金高騰対策については、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、関係市町の支援を得ながら、電気料金高騰分の差額補填を実施いたしました。令和5年度についても、引き続き同様の措置が講じられることとなり、県としても予算対応等の準備を進めているところです。

さて、農業農村を巡る大きな情勢変化として、食料・農業・農村基本法の見直しの議論があります。特に注目しているのが食料安全保障の課題です。世界的な規模での穀物価格の不安定化や食料需要の増大、新型コロナ拡大やウクライナ危機を背景とした生産資材の供給不安などの輸入リスクが顕在化する中で、日本の食料安全保障の強化を着実に進めなければいけない状況にあります。食料供給県山形の生産基盤を支える私たち土地改良関係者は、農政の大きな岐路を見定め将来の地域農業の在り方を探る必要があります。

このような大きな情勢変化の中、本県における農業農村整備事業については、持続可能な成長に向けた農業の生産性向上と高付加価値化を目指し、さらなる生産コストの削減、営農の省力化、農業収益の向上を実現するため、着実に基盤整備事業の進捗を図ってまいります。

昨年3月に中間見直しを行った山形県農業農村整備長期計画では、ウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな視点として、水田農業の省力化及び効率化を図るためのスマート農業技術（自動給水栓等）の導入や、近年頻発する大雨等の気象災害への対応として、地域

に点在する防災重点農業用ため池の優先整備のほか、農業農村の多面的機能の一つである水田貯留機能（田んぼダム）を活かした流域治水対策の推進など、本県農業農村の未来を見据えた新たな施策展開を進めることを位置づけております。

特に、スマート農業技術の導入については、担い手の減少や経営耕地面積の拡大による労働力不足が深刻化している現状を踏まえると、持続可能な水田農業の展開に不可欠なものと考えております。既に庄内赤川土地改良区管内の湯野沢地区においては、自動給水栓による圃場水位とポンプ運転の自動制御により、労働力軽減、節水、節電効果が発現されているところです。今後は、当該地区がスマート水管理の先進地として、本県スマート農業のけん引役となり、その効果が他地域へ波及されることを期待するものです。

また、令和5年度農業農村整備事業関係予算については、土地改良関係者の多大な御尽力により、TPP対策・国土強靱化等補正予算を含めて、地域の要望に応えられる予算を確保できたところです。庄内赤川土地改良区管内においては、井岡1期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業が新規採択され、継続地区と合わせて、12地区、約29億円の事業費で県営事業を推進してまいります。

これにより庄内赤川土地改良区管内の農業振興と農村活性化につなげてまいりたいと存じますので、引き続き、事業の実施にあたりましては、皆様の御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。



県営経営体育成基盤整備事業「宝谷地区」調整水槽

第19回通常総代会

令和5年3月10日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第19回通常総代会を開催しました。総代現総数60名中57名が出席のもと、議長に丸岡智 総代（第7選挙区・横山）、副議長に齋藤耕紀 総代（第6選挙区・渡前）を選出し、今年度予算をはじめとする全26案件の慎重審議の結果、原案通り可決されました。



▲ 本間理事長挨拶

付議事項

承認第3号	専決処分の承認について
承認第4号	賦課金不納欠損処分について
議第6号	定款の一部変更について
議第7号	規約の一部改正について
議第8号	長期借入金（広野地区）の増額について
議第9号	長期借入金（岡山地区）の増額について
議第10号	長期借入金（宝谷地区）の増額について
議第11号	令和4年度一般会計第6回補正予算
議第12号	令和4年度（特別会計）赤川地区共同管理費第4回補正予算
議第13号	令和4年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費第2回補正予算
議第14号	井岡地区県営土地改良事業の実施について
議第15号	土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
議第16号	長期借入金（黄金地区）について
議第17号	長期借入金（岡山地区）について
議第18号	長期借入金（宝谷地区）について
議第19号	長期借入金（中楯地区）について
議第20号	長期借入金（井岡地区）について
議第21号	令和5年度区費賦課徴収方法について
議第22号	令和5年度地区除外決済金について
議第23号	令和5年度一般会計収入支出予算について
議第24号	令和5年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
議第25号	令和5年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第26号	令和5年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第27号	債務負担契約の議決について
議第28号	事業費（個人）の一括繰上償還について
議第29号	指定金融機関等について

報告事項

監報告第2号 令和4年度第2回定例監査報告



▲ 総代会の様子



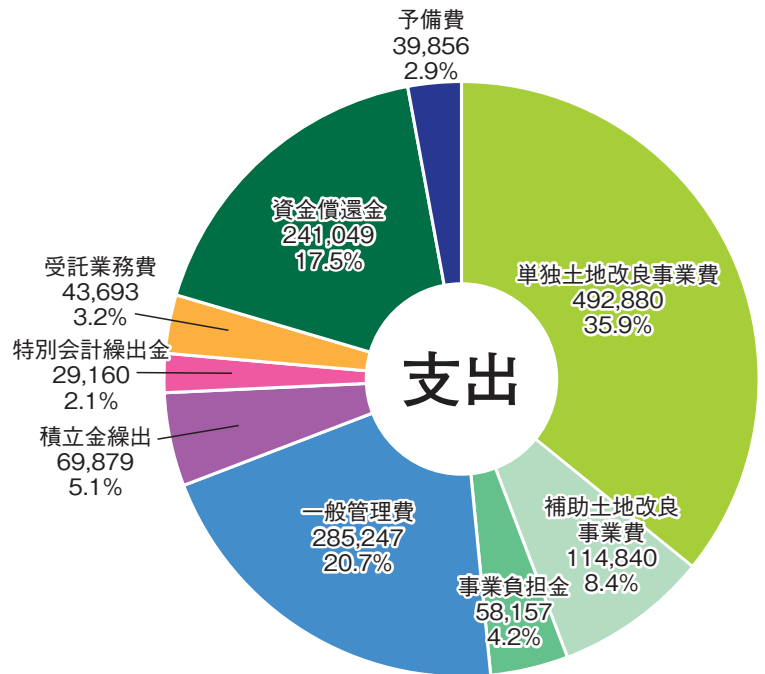
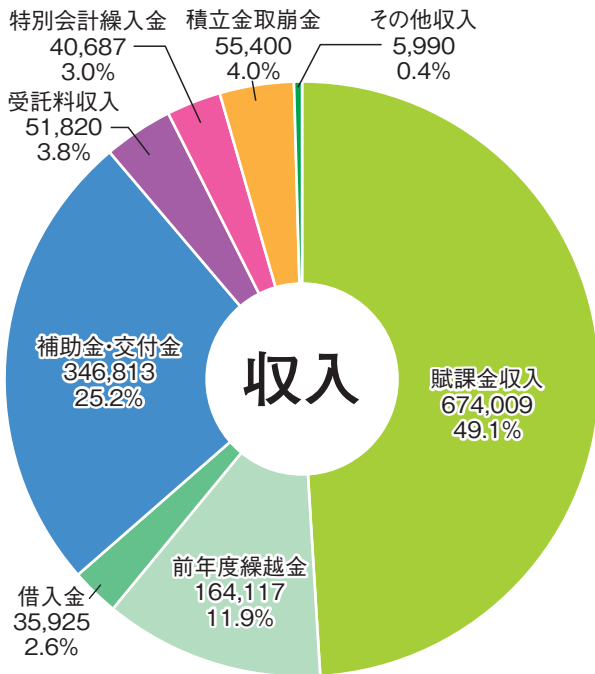
▲ 副議長 齋藤耕紀 総代（渡前） 議長 丸岡智 総代（横山）

令和5年度予算

■ 一般会計

収入支出予算額 **1,374,761**千円

(単位：千円)



各事業費別の内訳

(単位：千円)

事業区分	予算額	事業区分	予算額
運営事務費	149,938	広野地区事業費	272,306
青龍寺川地区共通事業費	113,509	大泉地区維持管理事業費	9,096
中川地区共通事業費	164,646	東郷堰地区維持管理事業費	43,592
天保大川地区共通事業費	105,200	県営たらのきだい地区圃場整備事業費	15,613
八沢川地区共通事業費	101,653	県営岡山地区圃場整備事業費	9,980
団体営土地改良事業費	194	県営宝谷地区圃場整備事業費	7,893
県営赤川圃場整備事業費	128,868	県営中楯地区圃場整備事業費	5,415
鶴岡西部県営圃場整備事業費	163,683	県営井岡地区圃場整備事業費	13,407
押切地区事業費	69,768	合計	1,374,761

■ 特別会計

(単位：千円)

会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	111,906
赤川地区小水力発電事業費	49,013
天保大川地区小水力発電事業費	1,540
特別会計 3会計 合計	162,459



▲ 赤川頭首工

令和5年度の主な事業と予算

(単位：千円)

青龍寺川共通地区

■維持管理費（用水費、揚水機場費）

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	3,084
・修繕費（工事費）	4,500
・水道光熱費（電力料）	7,100
・支払負担金等（諸協議会、諸会合負担金）	5,620
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	13,293

■受託業務費（沖堰・尾花排水機場）

・臨時雇賃金	1,530
・修繕費（沖堰・尾花排水機場、青龍寺川堤防草刈業務）	1,311
・水道光熱費	2,184

■事業分担金

・県営基幹水利事業分担金	2,263
--------------	-------

赤川県圃・青龍寺川地区

■維持管理費（揚水機場費、用水費、排水費）

・修繕費（工事費、整備工事費、浚渫費）	18,700
・水道光熱費（電力料）	2,940
・支払負担金等（水利運営協議会交付金等）	1,503
・業務委託料（刈払費等）	7,790

■適正化事業費	4,846
---------	-------

■農業水路等長寿命化・防災減災事業	3,800
-------------------	-------

■受託業務費（農道管理業務受託工事費）	3,187
---------------------	-------

■事業分担金	
・県営水利施設等保全高度化事業（黄金地区）	7,650



▲ 県営黄金地区事業 低圧パイプライン据付工事（青龍寺川地区）

鶴岡西部地区

■維持管理費（整備工事費、揚水機場費）

・臨時雇賃金	20,987
・修繕費（工事費、修繕費）	22,850
・水道光熱費（電力料）	59,166
・支払負担金等（水利運営協議会交付金）	3,083
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	14,476

■適正化事業費（京田揚水機場、栄用水路）	10,452
----------------------	--------

■農業基盤整備促進事業費（京田地区、栄地区）	8,000
------------------------	-------

■受託業務費（農道管理業務受託工事費）	5,169
---------------------	-------

大泉維持地区

■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費）

・修繕費（工事費、修繕費、整備工事費）	4,650
・業務委託料（刈払費等）	1,577

東郷堰維持地区

■維持管理費（揚水機場費、用排水路費）

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	5,625
・修繕費（修繕費、工事費、整備工事費）	10,100
・水道光熱費	16,649
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料等）	2,233

県営岡山地区

■受託業務費（換地業務委託費）	2,700
-----------------	-------

■事業分担金	4,525
--------	-------

県営井岡地区

■受託業務費（換地業務委託費）	7,500
-----------------	-------

■事業分担金	4,450
--------	-------

中川共通地区

■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費）

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	7,920
・修繕費（工事費、修繕費等）	13,300
・水道光熱費（電力料）	10,760
・支払負担金等（水利運営協議会管理運営費等）	9,218
・業務委託料（刈払費等）	16,764

■適正化事業費	2,993
---------	-------

■農業水路等長寿命化・防災減災事業	33,000
-------------------	--------

■受託業務費（二丁堀排水機場、二丁排水機場）

・臨時雇賃金	1,074
・水道光熱費	2,300
・業務委託費	1,010

■事業費負担金

・県営基幹水利事業等	4,170
------------	-------

押切地区

■維持管理費（用排水路費、揚水機場費）

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費）	4,894
・修繕費（工事費、修繕費）	8,820
・水道光熱費	16,584
・支払負担金等（水利運営協議会管理運営費等）	1,144
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	1,961

■適正化事業費	19,588
---------	--------

広野地区

■維持管理費（揚水機場費、用排水路費、整備工事費）	
・修繕費（工事費、浚渫費等）	6,300
・支払負担金等（水利運営協議会管理運営費）	2,180
・業務委託料（刈払費）	4,400
■事業分担金	
・県営水利施設等保全高度化事業	18,050

赤川県圃・中川地区

■維持管理費（揚水機場費、用水費、排水費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費）	3,392
・修繕費（工事費、修繕費、整備工事費）	21,347
・水道光熱費（電力料、水道料）	4,210
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	5,815
■農業水路等長寿命化・防災減災事業	
・農道管理業務受託工事費	2,104
■事業分担金	
・県営水利施設等整備事業（渡前揚水機場）	10,550

天保大川共通地区

■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費、整備工事費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	4,624
・修繕費（整備工事費、工事費）	32,200
・水道光熱費（電力料、燃料費）	3,664
・支払負担金等（水利運営協議会、諸会合負担金）	1,080
・業務委託料（刈払費、刈払機機械費等）	6,850
■農業水路等長寿命化・防災減災事業	
・農道管理業務受託工事費等	2,921

県営たらのきだい地区

■公庫資金償還金支出（県営農地整備事業）	15,529
----------------------	--------

県営宝谷地区

■受託業務費（換地業務委託費）	3,000
■事業分担金	3,775



▲越中堰頭首工（天保大川地区）



▲管野代頭首工遠隔監視カメラ設置工事（八沢川地区）

八沢川共通地区

■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費、ため池費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	6,851
・修繕費（整備工事費、工事費、修繕費）	18,150
・水道光熱費	29,960
・支払負担金等（水利運営協議会、諸会合負担金）	1,938
・業務委託料（刈払費、電気保安管理委託料）	4,260
■適正化事業費	
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	9,500
■受託業務費	
・農道管理業務受託工事費（馬町地区）	2,279

県営中楯地区

■受託業務費（換地業務委託費）	2,900
■事業分担金	775

【特別会計】赤川地区共同管理

■維持管理費	
（大鳥ダム、東1号幹線用水路、赤川頭首工、西1号幹線用水路、赤川用水管理センター、区所有水源涵養林等）	
・給料及び臨時雇賃金	21,589
・通信運搬費	1,505
・修繕費	7,000
・水道光熱費	4,432
・業務委託料	11,406
・事業推進費	1,700
■運営事務費	
・福利厚生費	3,441

【特別会計】赤川地区小水力発電事業

■発電事業	
・人件費（給料、管理委託費等）	1,697
・修繕費（塵芥処分費、修繕費）	1,250
・発電所維持管理費（保守点検、回線使用料等）	2,750

【特別会計】天保大川地区小水力発電事業

■発電事業	
・人件費、発電所維持管理費等	1,100

令和5年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日：令和5年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課
- 徴収期限：【第1期】令和5年5月31日(水)・【第2期】令和5年10月31日(火)
(口座振替日) ※事前に口座残高の確認をお願いします。なお、令和2年度より口座振替賦課金領収書は発行していません。
- 納付場所：JA（鶴岡、庄内たがわ、庄内みどり、そでうら）の各本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、本土地区改良区事務所

令和5年度賦課金一覧

事業番号	事業名	1,000㎡当り 賦課金額(円)	前年度比 (円)	賦課額の割合		
				第1期	第2期	
全地区						
0101	経常賦課金	運営事務費	600	-	50%	50%
青龍寺川地区						
0201	青龍寺川地区共通事業費	維持管理費	1,400	-	50%	50%
0202		赤川管理費	420	△100		
1201	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費	2,080	100	30%	70%
1301	鶴岡西部県営圃場整備事業費	維持管理費	4,900	-	30%	70%
1302		維持管理費	1,400	-		
1322		維持管理費	4,900	100		
1323		維持管理費	5,600	600		
1324		維持管理費	5,600	600		
1601		維持管理費	400	-		
1602	大泉地区維持管理事業費	維持管理費	130	-	50%	50%
1603		維持管理費	100	-	0%	100%
1701		維持管理費	4,550	100	50%	50%
1702	維持管理費	9,400	2,400			
1703	維持管理費	7,900	-			
1704	維持管理費	800	-			
1721	事業償還費	800	△2,400	30%	70%	
中川地区						
0301	中川地区共通事業費	維持管理費	2,780	600	50%	50%
0302		赤川管理費	420	△100		
1211	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費	1,550	-	30%	70%
1212		維持管理費	4,200	-		
1401	押切地区事業費	維持管理費	1,200	-	40%	60%
1402		維持管理費	3,600	300		
1403		事業費	200	-		
1404		維持管理費	9,760	-		
1501	広野地区事業費	維持管理費	2,400	-	50%	50%
1503		維持管理費	5,750	800	60%	40%
1511		事業費	300	-	50%	50%
天保大川地区						
0401	天保大川地区共通事業費	維持管理費	5,750	50	50%	50%
0402		赤川管理費	150	△50		
八沢川地区						
0501	八沢川地区共通事業費	維持管理費	1,600	-	50%	50%
0511		維持管理費	2,200	-		
0512		維持管理費	3,000	-		
0513		維持管理費	3,000	-		
0514		維持管理費	3,500	-		
事業実施地区						
2002	事業実施地区	事業費	250	-	50%	50%
2003		事業費	250	-		
2004		事業費	2,000	△1,000		
2005		事業費	2,000	-		
2006		事業費	2,000	-		
2007		事業費	1,000	500		

※電気代高騰に伴い賦課金の値上げを実施いたしますので、ご協力よろしく申し上げます。

賦課金の期限内納付をお願いします

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、**必ず期限内の納付**をお願いいたします。賦課金の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストア等でも可能です。

口座振替

JA鶴岡	庄内銀行
JA庄内たがわ	山形銀行
JA庄内みどり	鶴岡信用金庫
JAそでうら	

納付書払い

JA鶴岡	庄内銀行
JA庄内たがわ	鶴岡信用金庫
JA庄内みどり	きらやか銀行
JAそでうら	

コンビニ払い (MMK設置店含む)

セブンイレブン	ファミリーマート
ローソン	デイリーヤマザキ
ツルハドラッグ	セイムス
ウエルシア	イオン 他

※専用の払込取扱伝票を発行いたしますので、総務課賦課徴収係までご連絡ください。(上限30万円まで)

組合員資格変更の届出について

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法第42条第1項の規定により新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

滞納賦課金は新組合員に継承されます

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員（前耕作者や所有者）に賦課されますので、新しい耕作者と当事者同士で精算をお願いします。

滞納処分（財産調査・差押）の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には電話連絡・個別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、財産の調査・差押に踏み切っております。

納入のご相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、ご相談ください。

組合員資格得喪^{とくそう}通知書の提出にご協力をお願いします



- 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
- 組合員が亡くなったとき
- 経営移譲をされたとき
- 住所・電話番号・口座に変更があったとき



農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、農業委員会や農協への手続きだけでなく、土地改良区への届出も必要となります。農協受委託や農地中間管理事業についても本人申請による届出が原則です。受委託が確定しましたら早めに本区まで届出をお願いします。

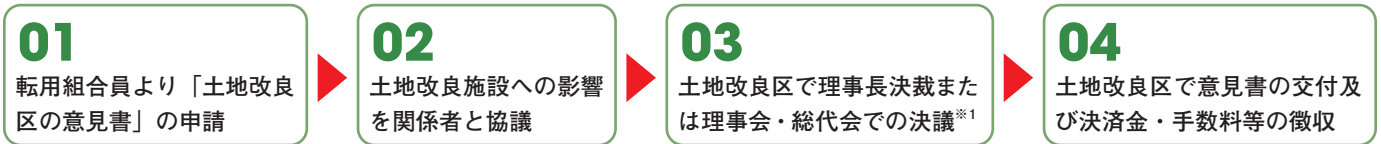
※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要です。

農地転用と地区除外決済金について

■農地転用について

農地転用（農地を農地以外の用途に転換すること）をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ関係市町の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。（農業委員会から「**土地改良区の意見書**」の提出を求められることがあります。）

「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ



※1 転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合がありますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

■農地転用の申請に必要なもの【土地改良区での手続き】

- 農地転用等の通知書
- 地区除外申請書の提出
- 決済金の納付

≪添付書類≫

- ・農業委員会に提出する計画図面及び書類一式（副本）
- ・役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書

決済金とは

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しません。他の組合員の負担にならないよう土地改良法第42条第2項及び地区除外処理規程により納めて頂くものが決済金です。農地が公共事業用地（河川、道路、学校等公共施設）として買収される場合も同様です。

必要な決済（決済金による精算）の対象範囲に…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金（分担金）・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

■国営赤川二期農業水利事業受益地の農振除外について

令和3年度の国営赤川二期農業水利事業完了により、事業完了後8年（R4～R11年度）未経過の事業受益地については、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」により、**各市町の農業振興地域計画で定められている「農用地区域」からの除外（農振除外）は、原則として認められません。**詳しくは総務課賦課徴収係までお問合せ下さい。

■令和5年度決済金一覧

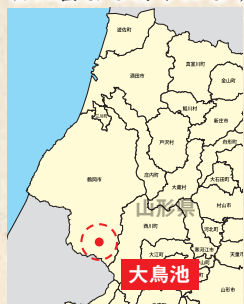
事業番号	対象地区	1,000㎡当り 決済金額(円)	事業番号	対象地区	1,000㎡当り 決済金額(円)		
0101	全地区	18,000	中川地区				
青龍寺川地区			0301	中川地区共通	維持管理	83,400	
0201	青龍寺川地区共通	維持管理	0302		赤川管理	12,600	
0202		赤川管理	1211	県営赤川	第5-1事業区	46,500	
1201	県営赤川	青龍寺川地区	1212		第5-2事業区	126,000	
1301			湯田川地区A	1401	押切	共通地区	36,000
1302	湯田川地区B	1402		第6事業区		108,000	
1322	鶴岡西部	大泉地区	1404	広野	落合地区	292,800	
1323			京田地区		1501	共通地区	72,000
1324			栄地区		1503	昭和地区	172,500
1601			大泉		共同地区	1511	事業地区
1602	岡山地区	八沢川地区					
1603	安丹地区	0501		八沢川地区共通	共通地区	48,000	
1701	東郷堰地区	0511			田川地区	66,000	
1702		門前地区	0512		上郷地区	90,000	
1703	東郷堰	尾花開田地区	0513		大山地区	90,000	
1704		成田開田地区	0514	馬町地区	105,000		
1721		門前地区基盤整備	事業実施地区				
天保大川地区			2001	事業実施地区	県営たらのぎだい地区	57,305	
0401	天保大川地区共通	維持管理	2002		県営黄金地区	17,852	
0402		赤川管理	4,500		2004	県営岡山地区	42,651
			2005		県営宝谷地区	86,144	
			2006		県営中植地区	14,721	

水利施設探訪その2 『大鳥池』 ～赤川最上流の水源地開発～

庄内平野を流れる一級河川赤川、この最上流部の山形と新潟の県境にそびえる以東岳の真下に「大鳥池」があります。元々は山崩れで堰止められた自然湖ですが、現在は制水門により湖面を3m堰上げ、その溜めた水を農業用水の補水として夏場の渇水時に放流しています。今回は大鳥池制水門の歴史の一端をご紹介します。

～神秘の池～

「大鳥池」は登山道入口の泡滝ダムより徒歩で2時間半ほどかかる標高966mに位置し、池周囲3.5km、湛水面積0.4km²、最大水深は68mあります。幻の魚タキタロウが棲むといわれ、古くから神秘の池と伝えられています。現在では朝日連峰の登山道にあることから多くの方々の目に留まるようになりました。



▼ 着工前の大鳥池流出口



～50年後の改修～

冬期間は積雪数mになる厳しい自然条件下にあり、コンクリートの劣化が進み、昭和59年～平成2年まで県営ため池等整備事業により全面改修が行われました。この時の資材・機械等は運搬能力国内トップクラスの大型ヘリで運搬され、労務者宿舎、コンクリートプラントも現場脇に配置されるなど大規模なものでした。



◀ 昭和62年 改修工事時ヘリ空輸状況及び工事着工前の堰柱・水門



以東岳より大鳥池を望む

～初の水源調査～

明治20年、木材需要の高まりから山林伐採が行われる中、水源地の荒廃に危機感を持った県や赤川筋水利土功会(旧赤川連合の前々身)は、大鳥池を新たなかんがい用水の水源とする調査を行いました。この時は水量、水質、面積、周辺環境、大鳥集落から池までの新道開鑿の難易などを詳しく調べています。

～ため池工事完成～

大正10年の大水害、赤川上流での治水事業の進展、耕地整理事業の展開など世の情勢が変わる中で、夏場の干ばつ対策が唱えられるようになり、明治40年ごろから議論されていた大鳥池の貯水計画は、昭和8年に県営用排水改良事業として実現しました。コンクリート製の堰柱や木製水門、レール移動式ウインチが建設され、大鳥池がため池機能を有することとなりました。当時の資材運搬は全て人力で行われ、1日平均70名が働き、冬期間を除き2年で工事が完了しています。片道20kmの道のりを50kgのセメント袋を担いで運んだという苦労は、想像を絶するものと思われます。これにより、有効貯水量114万m³、毎秒5m³の水を約2日半流下できる補水施設となり、流域水田12,000ha余の渇水対策の一翼を担う存在となりました。

～現在に至る～

令和4年には巻上機格納庫の外壁補修工事を行い、この際もヘリ資材空輸を行いました。毎年6月から10月まで月に一度施設確認を行い、渇水と判断されれば制水門を順次開け放流しています。基本的な構造等は初期工事を実施した90年前と変わらず、赤川受益地の“最後の水がめ”としての役割を今も担っています。



大鳥池制水門放流状況

東北農政局「ディスカバー農山漁村の宝」アワード選定!

農山漁村の有するポテンシャルを引き出す優れた活動を行っている団体としてアワード「令和4年度 東北農政局 ディスカバー農山漁村の宝」に本区が選定されました。

本区は、赤川の水源地帯に水源涵養林として約1,700haもの林野を所有しており、山・川が持つ多面的機能を意識づけるため、地域の方たちとのさまざまなイベントを実施しており、それらの取り組みが評価されこのたびの受賞となりました。

これからも、この地域がもつ豊富な水資源の役割と庄内の米作りを次世代まで伝えるべく、多方面で取り組みを続けていきたいと考えております。



▲ 令和4年12月15日 選定授与式



▲ 令和5年1月19日 認定通知書交付式



「ユースエール認定企業」に認定されました!

若者の採用・育成・雇用管理において優良な事業所であるとして、山形労働局より「ユースエール認定企業」の認定をいただきました。

ユースエール認定制度は、厚生労働省が若者の雇用促進のため設置した制度で、離職率、残業時間、有給休暇取得、育児休暇取得等の基準をクリアした事業所が認定されます。

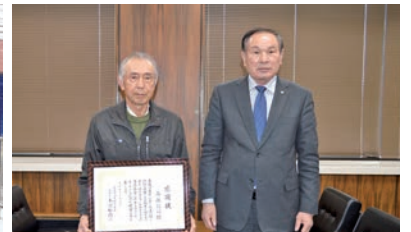
本区では職員相互の福祉増進と親睦を図るため、毎年様々なイベントを企画しており、今後も将来を見据えた職場の環境づくりを心がけていきたいと思っております。

感謝状を贈呈しました

改良区事務所玄関に、長きにわたり斎藤政司さん（井岡）より門松を寄贈頂いており、そのご厚意に対して令和5年2月に感謝状を贈呈いたしました。



▲ 斎藤さん製作の門松



▲ 斎藤 政司 氏

受賞おめでとうございます

◇ 土地改良功労者表彰【役員】

- 副理事長 高橋 好博氏 (理事・総代 通算22年)
- 理事 志田 敏朗氏 (理事・総代 通算26年)
- 理事 難波 尚氏 (理事・総代 通算15年)
- 理事 五十嵐憲一氏 (理事・総代 通算13年)

◇ 永年勤続表彰【施設管理人】

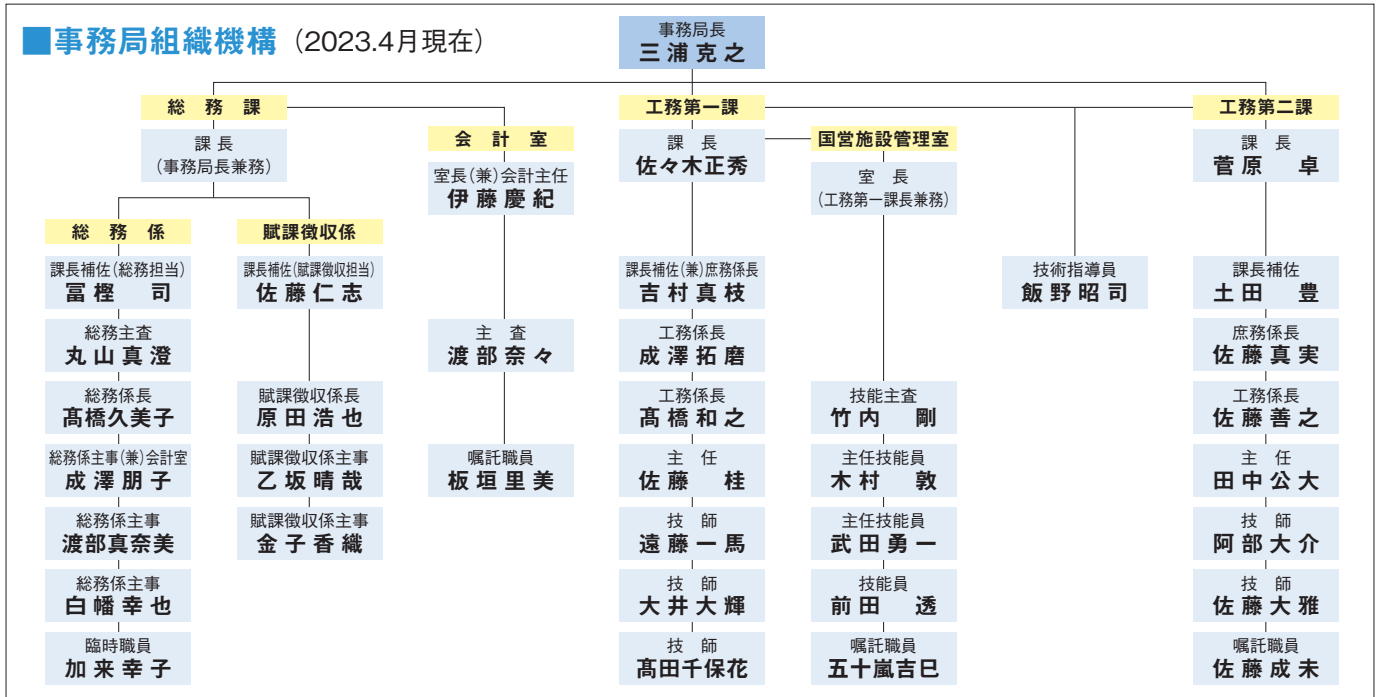
- 梅津 哲氏 (広野用水路・勤続33年)
- 土田 茂氏 (菱津揚水機場 外5施設・勤続29年)
- 森 繁太氏 (天保大川地区水利施設調整員・勤続19年)
- 加藤 吉雄氏 (車瀬揚水機場・勤続12年)
- 茂木 正信氏 (青龍寺分水工、高坂余水吐工・勤続13年)
- 五十嵐 敦氏 (大机ため池・勤続11年)



▲ 表彰役員の方々

事務局体制

事務局組織機構 (2023.4月現在)



総務課 総務係 ☎ (0235) 22-2135	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算編成に関すること ● 事務所管理に関すること ● 人事に関すること ● 定款、規約等の改廃に関すること ほか
総務課 賦課徴収係 ☎ (0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課徴収に関すること ● 滞納整理に関すること ● 農地の異動に関すること ● 農地転用に関すること ほか
会計室 ☎ (0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計・出納業務に関すること ● 決算及び財務状況に関すること ● 消費税に関すること ほか

F A X : 0235-22-2185(総務課・会計室共通)
E-mail : info@shonaiakagawa.jp

工務第一課 ☎ (0235) 22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区
国営施設管理室 ☎ (0235) 53-2414	赤川地区 共同管理 (赤川頭首工)
工務第二課 ☎ (0235) 22-2488	中川地区 天保大川地区

- かんがい用水取水及び調整
- 洪水被害対策及び復旧対策
- 各種土地改良事業に関すること
- 土地改良財産の他目的使用に関すること
- 水利運営協議会に関すること
- 国営事業関連の調整に関すること
- 小水力発電事業に関すること

F A X : 0235-22-2434(工務課共通)
E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp



▲ 事務所外観

新人職員紹介

白幡 幸也

総務課 総務係 所属

早く業務を覚え、貢献できるよう精一杯努力しますので、皆様よろしくお祈りいたします。

ホームページをご利用ください

各種申請書様式やお知らせ等を公開しております。どうぞご利用ください。

訃報 去る3月10日、長年にわたり本区の土地改良事業に貢献されました 大机ため池施設管理人 五十嵐 敦氏 (享年63歳) がご逝去されました。謹んでお悔み申し上げますとともに、心からのご冥福をお祈りいたします。

工務課からのお知らせ

赤川頭首工において、河川法により
水田への掛水が認められているのは4月26日から9月15日までです。
水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。
必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないでください!

赤川頭首工からの水利権許可取水量

水路維持用水（非農業用水）（m ³ /s）			農業用水（m ³ /s）		年間総取水量（千m ³ ）
4/11～4/15	4/16～4/20	4/21～4/25	代掻期 4/26～5/10	普通期 5/11～9/15	
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	309,210

4/11～4/25の水路維持用水は非農業用水です

本区管内の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し施設の点検が必要なとき
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
- (3) 各ダムの放流等により河川が増水したとき
- (4) 流木等が赤川頭首工取水口スクリーンに絡み取水が困難となったとき
- (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じてください

○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合は**土地改良施設他目的使用の申請が必要です**

- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき
- (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合は**境界確認申請書の提出が必要です**

STOP!
不法投棄



水路にゴミを捨てないで!

事務所の所在地 〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町7番35号

